

## 針葉樹製材に用いる含水率計(携帯型(高周波押し当て式))の性能基準

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

### 1 適用範囲

この基準は、建築用針葉樹製材の乾燥処理材の含水率測定に使用する携帯型木材含水率計(高周波押し当て式)(以下「含水率計」という。)の性能試験方法及び適合判定に適用する。

### 2 性能試験の方法

#### 2.1 試験材

①スギ又はヒノキの辺材(無欠点材)とし、次の3種類の含水率状態の材を用いる。

S1: 20℃、55~60%(RH)で1か月以上調湿した材

S2: 20℃、75~80%(RH)で1か月以上調湿した材

S3: 含水率40~60%の材

②寸法は、厚さ10mm、幅100mm、長さ150mmとし、測定面はプレーナー仕上げとする。

#### 2.2 試験材の含水率測定方法

①試験材は、材の一部を切断し全乾法(JIS Z 2101)によって含水率を測定する。全乾法による測定は、原則として含水率計の測定試験の直後に行うが、次の含水率推定法によることができる。

②含水率推定の方法は、次のとおりとする。

調湿期間中、任意の時期に前期全乾法により試験材の推定全乾重量を求め、含水率計による測定を行うに当たっては、その都度試験材の重量を測定して推定含水率を計算する。

#### 2.3 含水率計による含水率の測定方法

試験材を次の図(A, B, C)のように積み重ね、上部に含水率計をあてて測定する。測定は試験材の組合せをランダムに変えて10回行い、その平均値を求める。

A	B	C
S1	S2	S2
S1	S2	S3

### 3 適合基準

①Aの測定値(平均値)と全乾法によるS1の値(平均値)との差が±2%以内であること。

②Bの測定値(平均値)と全乾法によるS2の値(平均値)との差が±2%以内であること。

③Cの測定値(平均値)がBの測定値(平均値)より5%より高く表示されていること。

### 付則

1 この基準は、平成25年4月2日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に含水率計の性能基準(平成12年12月6日 住木技発12第190号)に基づき認定を受けている含水率計については、その認定の有効期間中はこの基準により認定された含水率計とみなし、この基準を準用する。

制定 平成元年 2月1日 住木技発元第17号

改正 平成12年12月6日 住木技発12第190号

改正 平成25年 4月1日 住木認発25第33号